

令和6年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 649,835 件 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 133,870,990 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 366,770 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 施設整備事業 事業費 | 14,918,005 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|---------------|---|
| 第1款 水道事業収益 | 33,457,303 千円 | |
| 第1項 営業収益 | 31,974,732 千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 1,467,499 千円 | |
| 第3項 特別利益 | 15,072 千円 | |
| | 支 | 出 |
| 第1款 水道事業費用 | 29,547,058 千円 | |
| 第1項 営業費用 | 28,904,559 千円 | |
| 第2項 営業外費用 | 620,778 千円 | |
| 第3項 特別損失 | 1,721 千円 | |
| 第4項 予備費 | 20,000 千円 | |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,217,555 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,463,033 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,273,663 千円、当年度分損益勘定留保資金 8,259,316 千円、繰越利益剰余金処分量 2,783,688 千円及び当年度利益剰余金処分量 437,855 千円で補填するものとする。）。

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 7,535,380 千円 |
| 第1項 企 業 債 | 7,155,000 千円 |
| 第2項 負担金及び寄附金 | 365,205 千円 |
| 第3項 補 助 金 | 15,175 千円 |

支 出

| | |
|-----------|---------------|
| 第1款 資本的支出 | 21,752,935 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 17,704,404 千円 |
| 第2項 償 還 金 | 4,048,531 千円 |

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |
|---------|---------|-------------------|---------|-----|---------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 新都心配水場配水ポンプ更新事業 | 528,407 | 6 | 52,844 |
| | | | | 7 | 211,365 |
| | | | | 8 | 264,198 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 金重配水場自家発電設備更新事業 | 609,026 | 6 | 60,907 |
| | | | | 7 | 395,857 |
| | | | | 8 | 152,262 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 南下新井配水場監視制御設備更新事業 | 384,615 | 6 | 38,467 |
| | | | | 7 | 269,225 |
| | | | | 8 | 76,923 |

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|--------------------|-----------|
| 北浦和浄水場応急給水施設設置事業 | 令和7年度 | 21,120 |
| JICA草の根技術協力事業 | 令和7年度から 令和9年度まで | 54,854 |
| 水道料金等弁護士対応未収金回収業務 | 令和7年度から 令和8年度まで | 4,861 |
| さいたま市スマートメーター実証実験に係る データ提供業務 | 令和7年度 | 900 |
| さいたま市スマートメーター実証実験に係る ドライブバイ検針データ提供業務 | 令和7年度 | 2,429 |
| 尾間木幹線4系ルート整備事業 | 令和7年度 | 129,602 |
| 北部配水場更新事業 | 令和7年度 | 478,962 |
| 配水支管更新事業 | 令和7年度 | 2,172,456 |
| 消火栓設置事業(同時設置) | 令和6年度から 令和7年度まで | 4,906 |
| 浄配水場運転管理業務 | 令和6年度から 令和9年度まで | 540,497 |
| 取水用制御盤更新事業 | 令和7年度 | 23,001 |
| 取水用テレメータ装置更新事業 | 令和7年度 | 38,616 |
| 取水用モータポンプ更新事業 | 令和7年度 | 43,032 |
| ろ水用モータポンプ更新事業 | 令和7年度 | 42,350 |
| 無停電電源装置更新事業 | 令和7年度 | 56,034 |
| 水位計測器更新事業 | 令和7年度 | 11,445 |
| 残留塩素測定計更新事業 | 令和7年度 | 10,727 |
| 地震計更新事業 | 令和7年度 | 18,084 |
| 西部配水場1号配水池防水改修事業 | 令和7年度 | 86,735 |
| 金重配水場配水ポンプ駆動用インバータ整備事業 | 令和7年度 | 65,677 |
| 地震計整備事業 | 令和7年度 | 24,024 |

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-----------|--------------------|--|--|
| 施設整備事業 | 7,155,000 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。) | 政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,625,238 千円

(2) 交際費 425 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,576 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 3,221,543 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 3,221,543 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、613,266 千円と定める。

令和6年2月6日 提出

さいたま市長 清水 勇 人